

大学等連携推進法人の認定制度に関する省令 の制定等について



1. 制度イメージ

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が認定する制度を設ける。
- 併せて、認定を受けた一般社団法人の社員である大学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構

理事会
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

社員総会
法人に関する重要事項の決議

・意見具申
・業務の実施状況の評価

※評議会の設置は任意

大学等連携推進評議会
※学識経験者、産業界等で構成

①申請

②認定

文部科学大臣

連携推進方針

- 認定を受けた一般社団法人の基本的な運営の方針及び連携業務に関する事項及びその目標
- 教学上の特例措置を活用する場合には、その連携に係る意義・目的や実施計画

連携推進業務(例)

教育機能の強化

- 単位互換の促進、**連携開設科目の開設※**、**共同教育課程(共同学位)の促進※**、**教職課程の共同設置※**

研究機能の強化

- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理

運営の効率化

- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び認定を受けた一般社団法人における参加大学間に限定して認めるもの

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の公表を求める

大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

参加法人(大学または短期大学を設置する者)

(例) 国立大学法人



国立大学

(例) 公立大学法人



公立大学

(例) 学校法人



私立大学



・研究開発法人
・高等専門学校
・関係自治体
等

※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

II. 改正の主な内容

1. 一般社団法人の認定等に関する省令案等について

- 文部科学大臣が認定する一般社団法人（以下、「認定一般社団法人」）の認定基準及び認定に係る必要事項等について**新たな省令及び大臣告示を設け規定**する。
- 文部科学大臣の認定基準を設けるに当たっては、当該法人が参加大学の教育研究に密接に携わる業務を行うことを踏まえ、
 - ・ 大学の教育研究活動や学生の活動に支障が生じることのないよう**安定して緊密な連携を行う体制を構築できているか**
 - ・ **公益性が担保されているか**等の観点から基準を設定することが必要。
- 具体的な基準については以下のとおり。
 - ① 法人組織に関すること
 - ・ 大学等の連携を推進するための業務（以下、「連携業務」）の実施を当該法人の主目的とすることが定款に規定されていること
 - ・ 当該法人の連携業務の実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
 - ・ 当該法人の連携業務の実施に当たり、当該法人の社員、理事、監事、職員その他の当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること 等
 - ② **当該法人の基本的な方針として以下の事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、公表していること**
 - ・ 法人の運営に関する基本的な方針及び目標
 - ・ 当該法人の連携業務の実施に関する事項及びその目標
 - ・ **教学上の特例措置を活用する場合は、参加大学間における教学面での連携の意義・目的や実施計画** 等
 - ③ 社員に関すること
 - ・ 2以上の大学の設置者が社員であること
 - ・ 大学の設置者である社員の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること 等
 - ④ 役員等に関すること
 - ・ 理事が3名以上、監事が1名以上であり、理事会を置いているものであること
 - ・ 役員のうち、親族関係にある者等が一定以上含まれないものであること 等
 - ⑤ 公益性の担保に関すること
 - ・ 清算をする場合において、国又は地方公共団体、大学を設置する法人に贈与する旨を定款で定めていること 等
- その他、認定の申請者に係る欠格事由、認定の申請に必要な書類、**事業報告書等各法人の活動状況が外部から確認できるように公表を義務付ける書類**、法人に変更が生じた場合の届出事由、認定の取消し事由等を省令において規定。

2. 教学上の特例(大学設置基準の改正等)について

- 一定の要件を満たす認定一般社団法人の社員が設置する大学（専門職大学及び短期大学を含む。以下同じ。）間及び複数大学設置法人が設置する大学間において、**①他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を当該大学が自ら開設したものとみなすことができる**特例措置を設けるとともに、**②共同教育課程を設ける場合の各大学で修得すべき単位数の緩和**を規定。
- ①及び②いずれの教育上の特例にも共通する要件として認定一般社団法人及び複数大学設置法人に求める事項
 - (1). 認定一般社団法人
 - ア 法人の教学面の代表者が参画する組織（理事会）の設置
 - イ **同理事会における大学等連携推進方針の策定・公表**
 - ウ **イの大学等連携推進方針の文部科学大臣への届出**
 - (2). 複数大学設置法人
 - ア 法人の教学面の代表者が参画する組織（連携推進管理体制）の設置
 - イ **(1). イの大学等連携推進方針に準ずるものの策定・公表**
 - ウ **イの大学等連携推進方針に準ずるものの文部科学大臣への届出**
- ①連携開設科目に係る規定等の整備
 - (1). 認定一般社団法人の社員が設置する大学間及び複数大学設置法人が設置する大学間において、他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を当該大学が自ら開設したものとみなす特例措置を設けること
 - (2). (1). の場合において、大学は、以下のア及びイの要件を満たさなければならないものとする
 - ア 当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（以下、「連携開設科目」）が、大学等連携推進方針（複数大学設置法人が設置する大学間の場合にあつてはこれに準ずるもの）に沿って開設されていること
 - イ 連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該科目を開設する大学等は、**当該連携開設科目を開設し、実施するため、以下に掲げる事項の協議の場（教学管理体制）の設置を義務付けること**
 - (ア) 授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
 - (イ) 学修の成果に係る評価に当たっての基準
 - (ウ) 連携開設科目の履修に係る学生の利便及び移動等への配慮
 - (エ) その他連携開設科目の開設・実施に必要な事項

● ①連携開設科目に係る規定等の整備（続き）

- (3). 大学は、学生が他の大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする
- (4). 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、**連携開設科目の履修により修得したものとみなす単位数の上限は、30単位とすること**
【※他の課程の単位数の上限は別添1】
- (5). 当該大学以外の大学が開設する授業科目を連携開設科目として当該大学が自ら開設したものとみなす場合には、**当該大学は、連携開設科目に係る以下の事項を公表しなければならないものとする**
- **授業科目、授業の方法及び内容及び年間の授業の計画**
 - **学修の成果に係る評価**

● ②共同教育課程の修得すべき単位数の緩和について

- (1). 共同教育課程の全ての構成大学の設置者が同一である場合、又は認定一般社団法人の社員である場合であって、当該設置者又は認定一般社団法人が上記の要件を満たすときは、共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数について、学士課程で「31単位」又は「32単位」とされているものを「20単位」とするものとする
【※他の課程の要件緩和は別添2】
- (2). それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得すべき単位数のうち、連携開設科目の履修により修得した単位は除くこととする。

<3月24日大学分科会からの主な変更点>

- 複数大学設置法人が設置する大学間において、教学上の特例措置を活用する場合には、大学間の連携の継続性・安定性を法令上担保するため、連携推進管理体制の設置や大学等連携推進方針に準ずるものの文部科学大臣への届出を要件とすること。
- 連携開設科目が大学等連携推進方針等に沿っていることを自ら開設したものとみなすための要件とすること。
- 連携開設科目の開設に自ら開設したものとみなす側の大学の強い関与を法令上担保する観点から、連携開設科目の実施状況に係る自己点検・評価や認証評価における適切な指針となるよう、大学間の協議事項を告示で要件化するとともに、みなす側の大学に連携開設科目の情報公表を義務付けること。一方、みなし側の大学数の上限については法令上一義的に決定することが困難であること、他の類似する制度（共同教育課程等）において規定していないことから法令上上限を設けることはしないが、施行通知等において上限の目安を示すことを検討。
- 連携開設科目の履修によって修得できる単位数については、自ら開設の原則を踏まえ、全ての課程について、単位互換によって修得できる上限数の半分（卒業要件の4分の1程度）とすること。（前回保留にしていた大学院（専門職大学院を含む）の上限をこの考え方に従い別添1のとおりとした。）

<今後のスケジュールについて>

7月15日

- 中央教育審議会大学分科会 改正内容を審議

7月～8月

- パブリックコメントを実施

9月中旬以降

- 中央教育審議会大学分科会 改正内容を審議、諮問・答申
- 公布・施行

⇒通知等の発出を行った上で、今年度の認定申請を受付

< 課程の種別に応じた「連携開設授業科目」の履修により修得できる単位数 >

【別添1】

課程	卒業要件	単位互換・入学前修得等の 合計単位数の上限	他の大学が主幹大学となり「連携開設」した授業科目による単位数の上限
学士課程 (医歯薬獣以外) ※学士(専門職)を含む。	124単位	60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	30単位を超えない
学士課程 (医歯薬獣)	医歯 188単位 薬 186単位 獣 182単位	60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	30単位を超えない
修士課程 博士課程	30単位	20単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。 ※単位互換15単位・入学前15単位、あわせて20単位。	7単位を超えない
専門職学位 課程	30単位 (法科・教職除く) 法科 93単位 教職 45単位	法科以外：修了要件単位数の2分の1を超えない 法科：30単位を超えない (認定連携法曹基礎課程修了者等については46単位を超えない) ※当該専門職学位課程で修得した単位を除く。	法科以外：修了要件単位数の4分の1を超えない 法科：15単位を超えない
短期大学士 (2年制) ※短期大学士(専門職)を含む。	62単位	30単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	15単位を超えない
短期大学士 (3年制) ※短期大学士(専門職)を含む。	93単位	46単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	23単位を超えない

< 課程の種別に応じた、共同実施制度の要件緩和のイメージ >

【別添2】

	学部 (医学・歯学除く) ※専門職大学含む	学部 (医学・歯学)	大学院 (修士・博士)	専門職大学院 (法科・教職除く)	専門職大学院 (法科・教職)	短期大学 (2年制) ※専門職短期大学含む	短期大学 (3年制) ※専門職短期大学含む
卒業要件 修了要件	1 2 4 単位 1 8 2 単位 (獣医) 1 8 6 単位 (薬学)	1 8 8 単位	3 0 単位	3 0 単位	9 3 単位 (法科) 4 5 単位 (教職)	6 2 単位	9 3 単位
修業年限	4 年間 6 年間 (獣医・薬学)	6 年間	2 年間 (修士) 3 年間 (博士)	2 年間	3 年間 (法科) 2 年間 (教職)	2 年間	3 年間
各大学において 取得すべき 最低取得単位数	3 1 単位	3 2 単位	1 0 単位	1 0 単位	7 単位	1 0 単位	2 0 単位
現行制度の 考え方	1 年相当分の単位 ※小数点以下は切上げ	1 年相当分の単位 ※小数点以下は切上げ	1 年相当分の単位 ※研究指導の実施を踏まえて 軽減	1 年相当分の単位 ※研究指導の実施を踏まえて 軽減	法科大学院・教 職大学院の特性 や状況等を踏ま えて大幅に軽減	短期大学の特 性や状況等を 踏まえて大幅 に軽減	短期大学の特 性や状況等を 踏まえて大幅 に軽減
共同実施制度の 利用状況	4 課程 ※獣医学関係のみ	なし	8 課程 (修士) 1 2 課程 (博士)	なし	なし	なし	なし



複数大学設置法人や大学等連携推進法人においては、
継続性・安定性が確保された体制の下で、より高いレベルの共同教育の実施が期待される。

要件緩和の イメージ	2 0 単位	2 0 単位	7 単位	7 単位	7 単位	7 単位	1 5 単位
要件緩和の 考え方	要件緩和を求める 要望や他の課程と の均衡を踏まえ緩和	要件緩和を求める 要望や他の課程と の均衡を踏まえ緩和	既に一定の軽減が なされているもの の、他の課程との 均衡を踏まえ更に 緩和	既に一定の軽減が なされているもの の、他の課程との 均衡を踏まえ更に 緩和	既に大幅な軽減 がなされている ことを踏まえて 維持	既に一定の軽減 がなされているもの の、他の課程との 均衡を踏まえ 更に緩和	既に大幅な軽減 がなされているもの の、他の課程との 均衡を踏まえ 更に緩和